美唄市と企業等との連携協定に関するガイドライン

美唄市（令和 8 年 10 月策定）

目次

1. **はじめに**
 - ガイドライン策定の目的と背景
 - 連携協定におけるパートナーシップの構造
2. **連携協定の目的と判断基準**
 - 連携の目的
 - 連携の実行性・必要性の判断基準
 - 協定締結を行わない対象要件（欠格・不適正事由）
3. **連携協定の分野及び形態**
 - 連携協定の主な対象分野
 - 連携協定の形態分類（個別連携協定 / 包括連携協定）
4. **連携協定締結の手続きフロー**
 - 個別連携協定及び包括連携協定（主軸分野型）の手順
 - 包括連携協定（オールラウンド型）の手順
5. **協定締結後の取組・評価及び継続判断**
 - 協定の法的効力と事務手続
 - 実効性維持のための進行管理・実績評価
 - 協定の更新・変更及び解除基準
6. **連携事業の提案受付及び相談窓口**
 - 総合計画との整合性と提案内容
 - 庁内ワンストップ推進体制・連絡先
7. **参考様式**
 - 様式第 1 号：連携協定に関する提案書
 - 様式第 2 号：美唄市包括連携協定書（標準モデル条文）
 - 様式第 3 号：美唄市公式ホームページ等による公表フォーマット

1. はじめに

◆ ガイドライン策定の目的と背景

急速に進展する人口減少・少子高齢化、自然災害の激甚化、脱炭素社会の実現に向けた環境対応、さらにはデジタル技術の進展に伴う生活様式の変容など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きな転換期を迎えています。これに伴い、市民生活におけるニーズや地域が抱える行政課題は高度化・複雑化・多様化しており、行政の限られた資源や従来の手法のみでこれらすべてに対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことには限界があります。

美唄市では、『第７期美唄市総合計画』において目指す都市像として『ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい』を掲げています。複雑化する行政課題に迅速に対応するため、市民や地域社会だけでなく、市内外の企業・団体等の専門性や資源を柔軟に結びつける官民連携（共創）体制の構築を推進しています。

こうした背景のもと、民間企業や特定非営利活動法人等の多様な主体（以下「企業等」という。）が有する高度な専門知識、先端技術、企画力、ネットワークなどの強みと、本市が有する行政資源や地域とのつながりを効果的に結びつけ、地域課題の迅速かつ持続的な解決を図るため、包括連携協定をはじめとする官民協働の取組を積極的に推進する必要があります。

本ガイドラインは、美唄市と企業等との連携協定を公平性・透明性・実効性を確保しながら円滑に推進するため、協定締結に係る基本的な考え方、協議から締結・事業実施・事後検証に至る一連の事務手続き、判断基準等を明確に整理し、官民双方にとって相乗効果の高いパートナーシップを築くことを目的として策定するものです。

◆ 連携協定におけるパートナーシップの構造

主体	保有する強み・資源	協定締結によるメリット
美唄市（行政）	・行政機関としての高い公共性・信頼性 ・地域住民、自治会、農協、商工会議所等とのネットワーク ・多岐にわたる分野における事業の継続性と制度的安定性 ・公共施設・地域データの保有	・先進的なノウハウ・民間活力を活用した地域課題の解決 ・質の高い市民サービスの効率的提供 ・行政コストの抑制及び業務プロセスの高度化 ・地場産品の販路拡大や新産業創出等による地域経済の活性化
企業等（民間）	・専門的な知見、先端技術、マーケティング力 ・迅速な意思決定と柔軟な企画実行力 ・全国規模の広域ネットワーク及び企業ブランド力 ・多様な人材、物流網、サービスインフラ	・地域社会への貢献に伴う企業の社会的信用・企業価値の向上（CSR/CSV/ESG） ・自治体との公式な協働を通じた認知度向上・広報効果 ・地域実証フィールドを活用した新ビジネス・サービスの創出機会 ・市民・地域社会との直接的な接点の構築
市民・地域社会		・多様で利便性の高い市民サービスの享受 ・安心・安全な生活環境の向上 ・暮らしやすさの実感

※本ガイドラインにおいて「企業等」とは、事業活動や公共的活動を展開する株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人（NPO）、一般社団・財団法人、大学その他の各種教育研究機関、金融機関等を指します（国及び他の地方公共団体を除く）。

2. 連携協定の目的と判断基準

(1) 連携の基本目的

美唄市が抱える諸課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、市と高い実行力・企画力を有する企業等とが対等なパートナーシップを築き、相互の強みや経営資源を戦略的に融合させることが不可欠です。美唄市における連携協定は、市民サービスの向上、地域課題の迅速な解決、地域経済の活性化を目的とします。

(2) 連携の実行性・必要性の判断基準

単に企業等の既存商品・サービスの PR に終始するものや、行政との実質的な協働プロセスを伴わない名目上の協定は、連携協定本来の趣旨から外れることになります。また、CSR（企業の社会的責任）の実績作りを主目的とし、具体的な取組を伴わない協定締結も厳に慎まなければなりません。市として協定締結の可否を判断する際は、以下の 7 つの判断事項のすべてを満たしていることを前提とします。そのうえで、各事項の充足の程度や、協定により期待される効果を踏まえ、総合的に審査します。

番号	判断項目	審査の視点と具体的内容
1	**行政課題解決への賛同**	企業等が美唄市の都市像や施策方針を十分に理解し、地域課題の解決や市民生活の利便性向上に主体的に寄与する意思を有しているか。
2	**計画の具体性と実行性**	各連携分野において実施予定の具体的な事業項目、担当体制、スケジュール、想定成果等が明確に示されており、実現可能性が高いか。
3	**協働（官民双方の関与）の妥当性**	市と企業等双方が連携することで新たな価値創出や相乗効果が期待できる内容であるか（既存の枠組みの拡充を含む）。市にとっても施策の推進につながるか。
4	**公益性・社会貢献性**	提案内容が特定個人の利益ではなく、広く市民全般又は特定コミュニティ全体の福祉向上・地域振興に寄与するものであるか。
5	**主体的意欲（発意）**	企業等が自らの経営資源やノウハウを地域に還元する高い意欲を持ち、能動的な提案がなされているか。
6	**対価関係の整理**	市からの金銭的反対給付を前提とした請負契約等と明確に区別され、原則として企業等の自主的負担や実費負担の範囲内で実施されるものであるか。
7	**不適格事項への非該当**	企業等の適格性及び事業内容が、次項に定める「締結を行わない対象要件」のいずれにも抵触していないか。

(3) 協定締結を行わない対象要件（欠格・不適正事由）

美唄市の公共性・中立性を保持し、市民の信頼を確保するため、次の各号のいずれかに該当する場合は連携協定を締結することはできません。

- **企業等の主体に係る基準**：
 - 法令等に違反する事業又は社会通念上不適切と認められる事業を行っている場合
 - 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に定める営業又はこれに類似する業種である場合
 - 公営競技等を除くギャンブルに係る事業である場合
 - 法令に定めのない医療類似行為等を行う事業者である場合
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、又はこれらと密接な関係を有する者である場合
 - 重大な人権侵害等の事実が認められる、又はそのおそれがある場合
 - 地方税その他公租公課の滞納がある場合
 - その他、公共のパートナーとして著しくふさわしくないと市長が認める場合
- **連携事業の内容に係る基準**：
 - 専ら企業等の直接的な商品販売、営業勧誘、広告宣伝のみを目的とするもの
 - 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とするもの
 - 法令等で提供が禁止されている役務・物品、又は必要な許認可を取得していない事業
 - 科学的根拠を欠く内容や迷信等に基づき、市民を惑わせるおそれのあるもの
 - 特定の個人、企業その他の団体に対する不当な利益誘導や優遇措置となるおそれがあるもの
 - 行政の中立性、公平性、客観性を損なうおそれがあるもの

3. 連携協定の分野及び形態

(1) 連携協定の主な対象分野

美唄市における連携協定は、市民生活及び市政運営全般に関わる広範な分野を対象とします。特に「第 7 期美唄市総合計画」の施策体系と連動する以下の分野を中心に推進します。

総合計画の柱（挑戦）	官民連携に適した主な対象施策	連携による展開方向・具体的協働イメージ
挑戦 1 ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり （福祉・保健・医療）	施策 03 高齢者福祉 施策 04 保健 施策 05 地域医療	・民間配送網やインフラ企業等と連携した高齢者・要援護者の日常的な見守り活動の強化 ・ヘルスケア企業の知見やデジタル技術を活用した市民の健康増進・生活習慣病予防事業の推進 ・オンライン診療や移動支援等の先端技術を活用した地域包括ケア・地域医療体制の補完
挑戦 2 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり （農業・食と観光・商工業・移住・定住）	施策 06 商工業振興 施策 08 観光・交流 施策 09 農業振興 施策 10 移住・定住	・雪冷熱等の地域資源や脱炭素技術を活用した新産業・データセンター等の立地促進 ・道道美唄富良野線の開通を契機とした広域周遊観光ルート開発や特産品の共同販路開拓 ・先端技術（AI/IoT、自動走行等）の実装による省力化・高付加価値型スマート農業の推進 ・ワーケーション環境の整備や副業・専門人材等の受け入れによる移住・定住・関係人口の拡大
挑戦 3 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり （子育て・教育・文化）	施策 11 子ども・子育て支援 施策 13 学校教育 施策 14 生涯学習・スポーツ 施策 15 文化・芸術	・子育て支援サービスの利便性向上、民間ノウハウを活かした食育や多様な体験機会の拡充 ・民間企業や大学等と連携した学校 ICT 教育支援、キャリア教育や探究学習プログラムの提供 ・プロスポーツチームや民間スポーツ事業者等と連携した地域活性化、市民交流イベントの共催 ・アルテピアッツァ美唄をはじめとする地域文化・芸術資産の保全・デジタルアーカイブ化や魅力発信
挑戦 4 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり （自然・環境・都市基盤・安全安心）	施策 17 循環型社会と地球温暖化対策 施策 18 都市基盤整備 施策 22 公共交通 施策 23 防災 施策 24 防犯・交通安全・消費者保護	・再生可能エネルギーの導入促進や省エネ推進等によるゼロカーボンシティの実現 ・インフラ点検や維持管理におけるドローン・デジタル技術等の活用による効率化 ・MaaS 等の移動支援技術を取り入れた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築 ・災害時における物資供給・避難所支援・被災者支援 ・日常的な防犯・交通安全見守り
挑戦 5 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり （協働・行政改革）	施策 26 協働のまちづくり 施策 28 地域 ICT 化 施策 29 行財政運営	・市民、事業者、行政が連携して地域課題を解決する官民共創プラットフォームの形成 ・デジタル技術（DX）を活用した住民サービスの利便性向上、行政事務プロセスの効率化・高度化支援 ・持続可能な自治体経営モデルの共同研究

(2) 連携協定の形態分類

美唄市における連携協定は、協定内容の適用範囲や事業規模に応じて「個別連携協定」と「包括連携協定」の2つに分類します。

協定形態	概要・適用対象	庁内窓口・具体例
① 個別連携協定	特定の行政施策又は限定された事業分野を対象とし、具体的な協働事業を実施するための協定。	**担当窓口：事業を所管する各担当部局** （例：災害時における生活必需物質の供給に関する協定　［窓口：総務部 危機管理対策室］）
② 包括連携協定（主軸分野型）	複数分野にまたがる協力関係を構築するものの、協定の中核となる特定の主軸分野（健康、スポーツ、産業振興等）が明確に位置づけられている協定。	**担当窓口：主軸分野を所管する担当課** （連携総括として総務部企画財政課が情報共有・調整）
③ 包括連携協定（オールラウンド型）	特定の主軸分野を固定せず、産業振興、観光、防災、福祉、環境、広報など、市政全般にわたる多岐の分野で総合的な連携・協働を行う協定。	**担当窓口：総務部 企画財政課** （例：地方創生に関する包括連携協定　［地域金融機関、郵便局、大手損保・流通企業等］）

4. 連携協定締結の手続きフロー

(1) 個別連携協定 及び 包括連携協定（主軸分野型）の流れ

主軸となる業務が特定されている協定については、当該施策を所管する担当部局が主担当となって協議を進めます。

段階	企業等	主軸担当部局	企画財政課
第 1 段階 提案・受付	「連携協定に関する提案書（様式 1）」を提出	提案内容の聴取、施策との合致性確認、適格性の事前審査	企画財政課へ直接提案があった場合は担当部局へ引継ぎ
第 2 段階 協議・調整	協定項目・実施内容の詳細協議、役割・費用分担の確認	企業等との個別協議（複数回）、協定書（案）の作成・法意確認	包括連携協定の場合は協議開始・進捗の共有を受ける
第 3 段階 合意・決定	協定書（案）の最終確認、社内決裁	庁内決裁手続の実施、締結日程・締結式の調整	包括連携協定の場合は日程及び広報計画の調整支援
第 4 段階 協定締結	協定書調印、共同発表、事業着手	協定締結の実施、原本保管、プレスリリース・HP 公表	連携協定管理台帳への登録、全庁への情報提供

(2) 包括連携協定（オールラウンド型）の流れ

市政全般に関わる多面的な包括連携協定については、総務部企画財政課が全庁ワンストップ窓口となり、各関係部局との連絡調整を統括します。

段階	企業等	企画財政課	関係各部局
第 1 段階 提案受付	企画財政課へ「提案書（様式 1）」及び企業資料を提出	提案内容のヒアリング、包括連携としての適格性審査	（事前の情報共有）
第 2 段階 庁内調査	要望に応じた詳細情報の提供、質問への回答	全庁各部局へ連携意向・ニーズ調査を実施し、回答をとりまとめ	所管施策における連携可能性、具体的取組案の検討・回答
第 3 段階 合同協議	市側提案の検討、連携項目（第 2 条）及び実行事業の確定	企業等・関係各部局との三者合同協議を主宰、協定書案作成	担当事業の実施条件・業務フロー等の詳細調整
第 4 段階 締結・公表	協定書調印式への出席、広報発表、連携事業の着手	調印式の企画運営、市公式 HP・報道発表、連携協定管理台帳登録	各担当事業の開始、進捗状況の記録・報告

5. 協定締結後の取組・評価及び継続判断

(1) 協定の法的効力と事務手続

連携協定は、双方の合意に基づく協力姿勢や基本原則を定めるもので、法令、美唄市条例、規則及び各種要綱等に基づく適正な行政手続きに何ら影響を与えるものではありません。したがって、協定締結を理由として、道路占用許可、後援等名義使用許可、各種公的補助金申請などの法令・条例上の審査手続きを省略・優遇することは一切認められません。

(2) 実効性維持のための進行管理・実績評価

協定締結が「調印式のみの形骸化」に陥ることを防ぐため、美唄市では定期的な事業評価と PDCA サイクルに努めます。

- **定期協議の開催**：担当部局及び企画財政課は、年 1 回以上の定期連絡会議を開催し、実施中事業の進捗管理や次年度の連携計画を検討します。
- **実績把握と公表**：主管課（包括協定においては企画財政課）は、毎年度末に取組実績調査を実施し、実績を取りまとめて市公式ホームページ等で積極的に発信します。
- **持続可能な関係性**：特定の企業等に過度な人的・経済的負担が集中することがないよう、民間側の事業性やメリット（社会的認知、企業価値向上等）にも十分に配慮した健全な協力関係を構築します。

(3) 協定の有効期間、更新及び解除基準

協定の有効期間は、**締結日から当該年度末(3 月 31 日)まで、又は締結日から起算して 1 年間**を標準とし、特段の申出がない限り 1 年単位での自動更新とします(事業計画に応じて複数年の有効期間を定めることも可能です)。

なお、以下に該当する事由が生じた場合、美唄市は協定を更新せず終了、又は直ちに協定を解除します。

1. 美唄市又は企業等のいずれかから、書面により協定終了又は解約の申出があったとき（原則解約希望日の 1 か月前通知）
2. 企業等が解散、破産、消滅したとき、又は事業停止状態に陥ったとき
3. ガイドライン第 2 章に定める「締結を行わない対象要件」に該当する事態が生じたとき、又は重大なコンプライアンス違反・社会的信用の失墜が認められたとき
4. 正当な理由なく、複数年度にわたり協定に基づく具体的事業実績が全く存在しないとき（※ただし、災害協定など有事に備えた即応体制確保を主目的とする協定は除きます）

6. 連携事業の提案受付及び相談窓口

(1) 総合計画との整合性と事業提案

美唄市との連携事業の提案にあたっては、本市の最上位計画である**「第 7 期美唄市総合計画」**の基本構想・基本計画、及び地方創生を推進する「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針に沿った内容であることを原則とします。美唄市の保有する自然・農業・産業・立地特性などの地域資源と、企業等の専門性を掛け合わせた意欲的な提案を歓迎します。

(2) 提案相談・受付窓口（ワンストップ推進体制）

提案分野が特定されており、所管部局が明らかな場合は当該担当課へ直接ご相談いただけます。連携分野が多岐にわたる場合、主軸となる分野が不明確な場合、又は包括連携協定をご検討の場合は、以下の総務部企画財政課が総合相談窓口として一括して対応します。

担当部署	美唄市 総務部 企画財政課（連携協定・官民連携推進担当）
市役所所在地	〒072-8660 北海道美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	0126-35-7751（企画財政課直通）
市ホームページ	https://www.city.bibai.hokkaido.jp//soshiki/3/32805.html

7. 参考様式

◆ 様式第１号：連携協定に関する提案書

提出日：令和　　年　　月　　日	
美唄市長　様 【提案者】 所在地： 企業等名称： 代表者役職・氏名：	
連携協定に関する提案書	
連携協定の種別	□ 個別連携協定　　□ 包括連携協定
協定締結の目的	（連携協定締結を希望する背景・趣旨・目的を簡潔にご記入ください）
希望する連携分野 **（複数選択可）**	□ 挑戦１：ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり〔福祉・保健・医療〕 □ 挑戦２：地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり〔農業・食と観光・商工業・移住・定住〕 □ 挑戦３：地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり〔子育て・教育・文化・スポーツ〕 □ 挑戦４：人と自然が共生した安全・安心のまちづくり〔環境・都市基盤・公共交通・防災防犯〕 □ 挑戦５：市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり〔協働・地域 ICT 化・行財政改革〕 □ その他（具体的な連携希望：　　）
主軸分野の有無 **（包括連携の場合）**	□ 有（主軸分野名：　　） □ 無（オールラウンド型）
具体的な連携事業提案	（具体的な取組内容、想定する市民向けサービス、活用する資源等をご記入ください。企画書等の添付も可能です）
連携により期待される効果	・市民・地域への効果： ・企業等への効果：
連絡先窓口	部署名・役職： 担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

◆ 様式第２号：美唄市包括連携協定書（標準モデル条文）

美唄市と〇〇株式会社との包括連携協定書（例）

美唄市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、市民生活の利便性向上、持続可能な地域社会の発展及び地方創生に資するため、幅広く様々な分野において相互に緊密な連携と協働に取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、美唄市の特性を活かした一層の地域活性化及び質の高い市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

⑴ 防災・減災及び地域の安全・安心に関すること
⑵ 地場産業の振興及び地域資源（雪冷熱等）の活用推進に関すること
⑶ 市民の健康増進及び高齢者・障がい者等の福祉向上に関すること
⑷ 子ども・青少年の健全育成及び教育・スポーツ振興に関すること
⑸ 移住定住の促進及び美唄の魅力発信に関すること
⑹ デジタル技術の活用による地域課題の解決に関すること
⑺ その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

２ 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ着実に実施するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施体制及び費用負担等の条件については、別途双方合意の上で取り決めるものとする。

３ 乙は、第１項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙のグループ関連会社等に実施させることができる。

（守秘義務及び個人情報保護）

第３条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の業務上の秘密及び個人情報を、事前に書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、協定期間終了後も同様とする。

（有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年３月31日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の申出がないときは、期間満了の翌日から起算してさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２ 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望するときは、解約予定日の１か月前までに相手方に対して書面により通知することにより、本協定を終了させることができる。

（協定の見直し及び解除）

第５条 社会情勢の変化や施策の見直し等により、協定内容の変更を希望する場合は、甲乙協議の上改定を行うものとする。また、法令違反その他公序良俗に反する行為等により信頼関係が損なわれたときは、相手方は直ちに本協定を解除することができる。

（協議事項）

第６条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上

解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲：北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市長　　印

乙：所在地

法人名

代表者役職・氏名　　印

◆ 様式第 3 号：美唄市公式ホームページ等による公表フォーマット

【美唄市ホームページ掲載構成イメージ】

美唄市と〇〇株式会社との包括連携協定の締結について

協定締結日	令和〇年〇月〇日（〇曜日）
締結場所	美唄市役所 〇〇会議室
協定者	美唄市、〇〇株式会社（代表取締役 〇〇〇〇 氏）
協定締結の目的	美唄市と〇〇株式会社が、包括的な連携のもとで双方の人的・物的資源を有効に活用し、地域課題の解決や活力ある地域社会の形成、持続的な市民サービスの向上を目的として協定を締結しました。
連携・協力事項	協定書第 2 条に定める連携項目（箇条書きにて市民へわかりやすく明記） 1. 〇〇に関すること 2. 〇〇に関すること 3. 〇〇に関すること
調印式の様子・写真	［写真掲載エリア］ ・双方が協定書を取り交わした記念写真 ・調印式及び共同記者発表の様子
今後の主な連携取組	年度ごとの実績や直近で実施予定の共同イベント・事業を随時更新して公表します。
関連ダウンロード	美唄市と〇〇株式会社との包括連携協定書（PDF 形式）